

APEC エンジニア登録有効期限後1年超経過した場合の 再登録手続きについて

このご案内は技術士の方(技術士資格を元に APEC エンジニアに登録された方)に向けたものです。
建築士の方は、公益財団法人建築技術教育普及センター(電話 03-6261-3310)にお問い合わせください。

1. APEC エンジニア(技術士)登録の更新

APEC エンジニアの登録には5年の有効期間が設定されており、登録の更新審査の申請をされなかった方は、有効期限をもって登録が失効します。

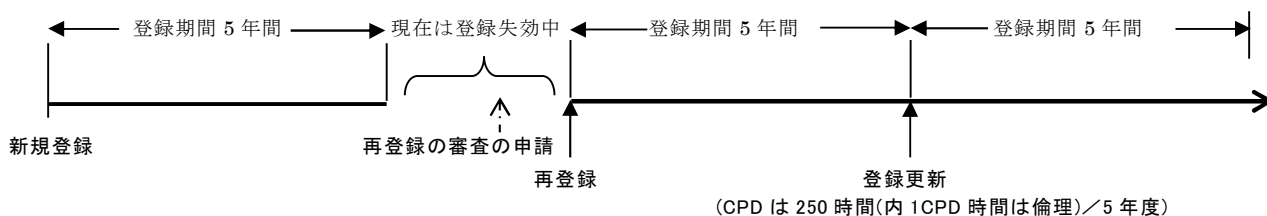
登録が失効した方が再度登録を受けようとする場合は、再登録の審査申請前の5年度のCPD時間数が250時間(内1CPD時間以上倫理に関するもの)を満たす登録更新申請を行い、審査を経て登録更新をすることによって、再度登録することができます。

(上記の手続きは、通常の更新審査申請と同様です。)

(なお、有効期限満了後1年以内の方については、有効期限の満了日の翌日まで遡って登録を継続する手続きがあります。)

2. 再登録について

- ・再登録には申請前過去5年度のCPDが250CPD時間(内1CPD時間以上倫理に関するもの)以上必要です。
- ・再登録がなされるまでの期間はAPEC エンジニアの登録簿に記載されません。
- ・再度の登録有効期間は登録更新手続き完了後5年間となります。



- ・申請書は、通常の登録更新申請と同一です。
「APECエンジニア登録更新申請書」の内、「(4) APEC エンジニア」の「手続きの種類」欄は「失効したため再登録」を選択してください。それ以外の手続きは、通常の登録更新申請と同一です。
- ・APEC エンジニア登録証に表示される登録日は、改めて再登録を行った日を表示します。

手続きの種類 (記入例)

- () 有効期間満了に伴う登録更新 () 有効期限後1年以内にする、遡って更新
(レ) 失効したため再登録 () 有効期間満了を待たずに行う繰上げ更新

3. その他

(1)更新申請をせずに新規申請をすることについては、これを受け付けません。

(2)APEC エンジニア登録の更新の手続き審査の内容等については、APEC エンジニア・モニタリング委員会や各エコノミーの動向を勘案して、適宜、変更することがあり得ますので、その点ご了承ください。

4. 問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2 階
公益社団法人 日本技術士会 APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局

<https://www.engineer.or.jp/apec00.html>

以 上